

企業誘致に係るWeb広告制作・掲載業務 公募型プロポーザル公募要領

神戸市企画調整局医療・新産業本部 企業誘致部企業立地課

1. 業務の名称

企業誘致に係るWeb広告制作・掲載業務

2. 目的

神戸市では、経済の活性化・産業振興に向け企業誘致に積極的に取り組んでいる。情報発信事業として、より広域かつ効率的に、本市のビジネス環境や企業誘致情報等を発信することを目的に、インパクトがあり、わかりやすい広告を作成し、若いビジネスパーソンを含めた幅広い読者層を有する経済系Webメディアに掲載する。

3. 業務の概要

(1) 広告の制作

インフォグラフィック等を用いたわかりやすくインパクトのある記事型広告の制作

- ・構成は本市と協議のうえ決定する。
- ・校正は5回を上限に必要回数行う。

(2) 広告の掲載

経済系Webメディアへの掲載（読者数300万人以上のメディア）

- ・読者の誘導策を実施し、表示保証を達成すること。
- ・Web上で長期（10年程度）に閲覧が可能な状態にあること。

5. 委託料（上限）

3,780,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（完了検査終了後に支払とする。）

6. 参加者資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中

又は再生手続中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 神戸市指名停止基準要綱による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

7. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、企画提案書の内容を基本とし、仕様書として定める。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の完了検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等から暴力団排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

8. 応募手続き（企画提案書の提出）

提出期限までに下記のとおり応募書類をE-mailにより提出すること。

(1) 提出先

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課

送付先E-mail：corp_re@office.city.kobe.lg.jp

(2) 提出期限

平成30年12月28日（金）17：00必着

(3) 応募書類

①提案申請書（様式1）（A4サイズ）

②会社概要書（任意様式）（ // ）

③企画提案書（任意様式）（ // ）

以下の内容は必ず記載すること。

○掲載する媒体の概要（読者数、読者の年齢層 等）

○表示保証の内容、効果測定方法、誘導の方法 等

○広告のデザインと記事の案

- 神戸のビジネス環境、企業誘致の狙いを踏まえること。
- 記事の構成、ボリューム等も記載すること。
- インフォグラフィック等は新規に制作しても、過去の実績等で雰囲気やテイストがわかるものでも可。

※これにより内容を決定するものではない。

④見積書（任意様式）（ A4 サイズ ）

9. 質問および回答

(1) 質問事項のある場合はE-mailにより、下記のとおり送付すること。（電話・Faxによる受付は行わない。）なお、E-mailのタイトルは必ず「企業誘致に係るWeb広告制作・掲載業務に関する質問」とすること。

- E-mail送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp
- 質問期限：平成30年12月7日（金）17：00まで

(2) 質問はE-mailにて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開する。

- 神戸市企業進出総合サイトSTART UP！KOBE
<https://kobe-investment.jp/>

10. 選定方法及び結果の通知

事業者選定会において評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、一または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とする。なお、同点の場合は、評価項目のうち「C：企画案の内容」の点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とする。以下、「B：媒体の特性（読者数、読者層の特性）」「A：応募者の受託適正（実施体制、実績等）」「D：事業費」の評価項目の順に同様に決定する。

(1) 事業者選定会

- ①日時 平成30年1月9日（水） 13時～15時（予定）
- ②場所 神戸市役所内

※ 必要に応じて応募者へのヒアリングを行う場合がある。

(2) 評価基準

- | | |
|----------------------|-------|
| A：応募者の受託適正（実施体制、実績等） | 【15点】 |
| B：媒体の特性 | 【35点】 |

- ・読者数、読者層の特性、独自性
- ・表示保証の内容、効果測定方法、誘導の工夫

C：企画案の内容 【40点】

- ・神戸市のビジネス環境、企業誘致の特徴を捉えているか
- ・記事の内容（ストーリー性、ボリューム等）
- ・広告のデザイン（インフォグラフィック等がうまく活用できているか等）

D：事業費 【10点】

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して、文書で通知する。但し、選定理由についての問い合わせには応じない。

また、審査結果は、各提案者の順位と点数を公表する（社名は契約候補者名のみを公表）。

11. 契約の締結

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と神戸市が協議し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行う。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、事業者選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

12. 事業者選定スケジュール(予定)

- (1) 実施要領等の交付開始 :平成30年11月30日（金）
- (2) 質問期限 :平成30年12月7日（金）17：00
- (3) 質問への回答 :平成30年12月11日（火）
- (4) 応募書類の提出期限 :平成30年12月28日（金）17：00
- (5) 事業者選定会 :平成31年1月9日（水）
- (6) 選定結果通知 :平成30年1月中旬
- (7) 契約締結 :平成31年1月下旬

13. その他

- ・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- ・応募者からの提出物は、返却しない。
- ・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び事業者選定会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、委託契約金額

の一部または全部を減額または返還させることができる権利を有する。

- 本委託業務における著作権は受託者に帰属するが、二次利用については原則承諾することとし、その条件については双方の協議により決定することとする。
- 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

14. 問い合わせ先

神戸市医療・新産業本部企業誘致部企業立地課

担当：蓬菜（ほうらい）、永岡

TEL：078-322-5329

E-mail：corp_re@office.city.kobe.lg.jp